

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	七
○農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件	七
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	七
○道路の区域を変更する件	七
公 告	七
○一般競争入札を行う件三件	七
福 島 県 病 院 局	七
○一般競争入札を行う件	七
正 誤	七
○令和七年一月十七日付け定例第五百四十四号中	八

## 告 示

### 福島県告示第九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年二月十四日から同年六月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 スーパーセンタートリアル南相馬原町店 福島県南相馬市原町区日の出町百九番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者  
 名称 株式会社トリアルカンパニー  
 代表者の氏名 代表取締役 石橋 亮太  
 住所 福島県福島市東区多の津一丁目十二番二号  
 大規模小売店舗において小売業を行う者  
 名称 株式会社トリアルカンパニー  
 代表者の氏名 代表取締役 石橋 亮太  
 住所 福島県福島市東区多の津一丁目十二番二号  
 令和七年十月四日
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和七年十月四日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 四千九百九十九平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 1 駐車場の位置及び収容台数  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 収容台数 二百八台  
 2 駐輪場の位置及び収容台数  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 収容台数 二十三台  
 3 荷さばき施設的位置及び面積  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 面積 百四十四平方メートル  
 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 容量 十三・一立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 二十四時間  
 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 二十四時間  
 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 (一) 数 三箇所  
 (二) 位置 別紙図面のとおり  
 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 二十四時間  
 七 届出年月日  
 令和七年二月三日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第九十三号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、令和七年二月五日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和七年二月十四日

一 農地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積(平方メートル)
南相馬市鹿島区烏崎字南谷地	三四九	田	一八五
同 市鹿島区烏崎字南谷地	三四三	田	六四七
同 市鹿島区小島田字仲屋舗	二七九	田	三一九

福島県知事 内堀雅雄

二 農地の利用の現況

水稲の栽培で利用

三 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稲の栽培で利用

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

1 始期 令和七年五月一日

2 存続期間 十年

3 借賃に相当する補償金の額 一四八、六五〇円

五 その他参考となるべき事項

(記載なし)

(農村振興課)

福島県告示第九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡古殿町大字松川字仁田二〇六の一から二〇六の四まで、二〇七の一から二〇七の五まで、二〇九の一から二〇九の三まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(商業まちづくり課)

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡古殿町大字山上字浪滝二七九の二、二七九の三、二八〇の三、二八〇の四、二八一の一から二八一の四まで、二八六の二、二八六の三、二九六の一、二九六の二

三 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡古殿町大字山上字飯宿一八一の一から一八一の一四まで

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡古殿町大字大久田字石神九八の五

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道奥川 新郷線	耶麻郡西会津町奥川大 字飯里字上ノ平八八五	変更前 A 八・〇〇 三〇・一	(メートル)	九二八・六

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県告示第九十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和七年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

- (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (4) 立木の伐採の限度
- （一）立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字寺作二四八、二五四、二五五、二五九、二五九の二、二五九の四
  - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

**五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

石川郡古殿町大字松川字寺作二〇七の二から二〇七の八まで、二四八、二五一の二、二五一の四、二五四から二五六まで、二五六の三、二五九、二五九の二から二五九の四まで、二八五の一、二八五の三、二八五の五、二八五の七から二八五の六まで

**2 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**3 変更後の指定施業要件**

（一）立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字寺作二四八、二五四、二五五、二五九、二五九の二、二五九の四
  - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

**公 告**

番地先から 同 郡同 町奥川大 字飯里字姥ヶ沢九五九 番一地先まで	変更後	A 八・〇〇 三〇・一 一六・〇〇 四〇・八	九二八・六 九〇〇・〇
--	-----	------------------------------------	----------------

（道路計画課）

## 公告第40号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車のリースについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年2月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 自動車 43台（保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和7年7月2日から令和12年7月1日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人において、自動車のメンテナンス付きリース契約を履行した又は履行中の実績があり、自動車の貸付けを確実に履行できる者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年3月6日（木）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部財務総室総務課  
電話024-521-7026

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年2月14日（金）から同年3月6日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年3月6日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。

## 6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年3月17日（月）午前10時
- (2) 場所 福島県庁本庁舎2階総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った入札者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: 43 vehicles including maintenance, etc.
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 17 March, 2025
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7026  
(総務課)

#### 公告第41号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年2月14日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
ア ロータリ除雪車（2.6m級） 1台  
イ 小形除雪車（1.0m級） 2台
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限  
ア 令和8年3月27日（金）  
イ 令和8年3月27日（金）
  - (4) 納入場所  
ア 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）  
イ 福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番1）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
  - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年3月7日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和7年2月14日（金）から同年3月7日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに2月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年2月25日（火）午後5時までに必着で請求すること。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年2月25日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 1の(1)のAに掲げる物品等 令和7年3月28日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課  
イ 1の(1)のイに掲げる物品等 令和7年3月28日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課  
（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年3月27日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦

情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Rotary Snow Plow(2.6m class) 1 unit  
② Small Snow Plow(1.0m class) 2 units

- (2) Time-limit of tender (by hand):

- ① 1:30 p.m., 28 March 2025  
② 2:00 p.m., 28 March 2025

- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 27 March 2025

- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

#### 公告第42号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年2月14日

福島県知事 内堀雅雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア コピー用紙 A 4 (2,500枚入)	予定数量	24,000箱
イ コピー用紙 A 3 (1,500枚入)	予定数量	1,310箱
ウ コピー用紙 B 4 (2,500枚入)	予定数量	1,260箱

- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

- (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年3月10日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年2月14日（金）から同年3月10日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年2月19日（水）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年2月19日（水）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 1の(1)のアに掲げる物品等 令和7年3月27日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
  - イ 1の(1)のイに掲げる物品等 令和7年3月27日（木）午後1時50分 福島県出納局入札用度課
  - ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 令和7年3月27日（木）午後2時10分 福島県出納局入札用度課上記ア、イ、ウについて郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年3月26日（水）午後5時までに必着のこと。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
  - ① A4 size copy paper (2,500 sheets/box) Scheduled quantity: 24,000 boxes
  - ② A3 size copy paper (1,500 sheets/box) Scheduled quantity: 1,310 boxes
  - ③ B4 size copy paper (2,500 sheets/box) Scheduled quantity: 1,260 boxes
- (2) Time-limit of tender (by hand):
  - ① 1:30 p.m., 27 March 2025
  - ② 1:50 p.m., 27 March 2025
  - ③ 2:10 p.m., 27 March 2025



- 
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 26 March 2025
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

**公告第1号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）5施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

令和7年2月14日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
福島県立病院（診療所）5施設で使用する電気 予定数量3,849,200kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県立ふくしま医療センターこころの杜（福島県西白河郡矢吹町滝八幡100番地）ほか4施設

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年3月7日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号

福島県病院局病院経営課

電話024-521-7229

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、令和7年2月14日（金）から同年3月7日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年2月25日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和7年3月28日（金）午前10時
- (2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年3月27日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 10 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

## 11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府苦情検討委員会からの要請等 福島県病院事業管理者は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at 5 Fukushima Prefectural hospitals or clinics (Planned annual power consumption: 3,849,200kWh)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 28 March 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 27 March 2025
- (4) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima City, Fukushima 960-8043 Japan TEL 024-521-7229

(病院経営課)

○令和七年一月十七日付け定例第五百四十四号中

一八	下	一九	八四番地	八四番地一
ページ	段	行	正	誤

正 誤